

各障害福祉サービス事業等運営法人の長 様

福井県健康福祉部障がい福祉課長

障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関する
システムの運用開始に係る対応等について（周知）

平素より、本県の障がい福祉行政の推進に、日ごろから御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成30年4月に施行された障害福祉サービス情報公表制度につきましては、障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「WAMNET」という）において、毎年度報告をいただいているところですが、今般、経営情報の見える化の運用が開始され、WAMNETにて経営情報等の入力が必要となりましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、下記事項を参照いただき、WAMNETにおいて、令和8年3月31日（火）までに経営情報の入力・報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール

経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール等は、以下を予定しています。

令和7年8月29日（金）	経営情報の見える化の運用開始（障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告について、システム入力開始）
	システム操作マニュアル、記入要領の発出
令和8年3月31日（火）	経営情報の見える化の報告期限（障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告期限）
令和8年4月以降	公表（全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表）

2. システム入力にあたっての参考資料等

適切に経営情報を報告していただくために、以下の資料を必ずご参照ください。

- ① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障発0423第1号。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>

- ② 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会（令和7年8月4日開催）の動画及び資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

- ③ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所）

<障害福祉サービス等事業者向けページ>

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

- ④ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間：平日 9:00～17:00

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

3. 令和7年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）の附則において、令和8年3月31日までの間は、経営情報の見える化の報告期限を通常、毎会計年度終了後3ヶ月以内としているところ、令和8年3月31日までと読み替えるものとしております。

当該規定に基づき、まずは、令和8年3月31日までに「令和6年度決算情報」をWAMNETにて報告してください。

なお、経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まることといたします。

（例）

○ 令和6年度決算情報

会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所

→ 会計年度が、令和6年1～12月、令和6年4月～令和7年3月、

令和6年10月～令和7年9月等の障害福祉サービス等事業所

○ 令和7年度決算情報

会計年度の始期が「令和7年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所

→ 会計年度が、令和7年1～12月、令和7年4月～令和8年3月、

令和7年10月～令和8年9月等の障害福祉サービス等事業所

担当：障がい福祉サービスグループ

メール：syogai-2@pref.fukui.lg.jp